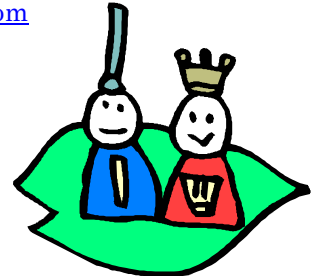


【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090
【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 贈与税の配偶者控除（田中志保）
- ・ 自社の市場を考える（関川）
- ・ 中小企業の情報セキュリティ対策事情（桑原）
- ・ 納付をお忘れなく！！振替納税が便利です（田中志保）



贈与税の配偶者控除（田中志保）

夫婦の間では、基礎控除額の暦年 110 万円を超えて贈与しても税金がかからないお得な制度があります。次の条件を満たす場合は、2110 万円まで贈与税はかかりません。

- ・ 婚姻期間が 20 年以上であること。
- ・ 今までに配偶者控除を受けていないこと（同一夫婦間で一度の制度です。）
- ・ 贈与財産が、居住用不動産（お住まいになられている土地・家を言います。）又は、居住用不動産の取得資金のいずれかであること。
- ・ 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに贈与された居住用不動産を居住の用に供し、または、3 月 15 日までにその取得資金をもって居住用不動産を取得し、その後も引き続き居住する見込であること。

この制度を用いて早めに住宅や土地の名義変更しておくこと、相続が発生したときに相続財産が少なくなるので、余計な税金を払わずに済みます。配偶者控除をするためには、贈与税の申告書を提出する必要があります。ぜひイースリーパートナーズにご相談ください。

自社の市場を考える（関川）

商品・製品・サービス等（あるいは事業）には必ず「寿命」があります。昔、「たまごっち」というオモチャが流行しました。生産が追いつかないほどに売れました。「やれ作れ、それ作れ」と「たまごっち」は大量生産されていきました。そして、流行が過ぎていきました。流行は過ぎてしまっているにもかかわらず、生産者はそれを見誤り生産を継続しました。設備投資をしてしまっていたので生産せざるを得なかったのかもしれませんが。結局、生産者は大量の在庫を抱え、赤字に転落しました。

私は、商品（あるいは事業）には「市場開拓初期→成長期→成熟期→衰退期」のライフサイクルがあると考えます。このサイクルは早いものから遅いものまで色々あると思います。この見極めが重要です。市場参入のタイミングを考える時、必ずしも開拓初期である必要はありません。市場開拓初期は開拓コストがかかりますし、すぐに売上に繋がる時期ではありません。やはり市場参入は「成長期」の早い段階でしょう。新規顧客が獲得しやすく、ライバルも少ない段階ですから。「時流に乗る」とは正にこのことを言います。

もし、御社の商品（あるいは事業）が「成熟期」あるいは「衰退期」にあるときは、どうすべきでしょうか？例えば、自社の商品の中でも専門特化させるという方法が考えられます。もちろん、今の市場を捨てて、新たな市場に参入するのも選択の一つだと思います。

御社の事業は現状どんな位置付けにあるでしょうか？現状を把握することで新しいアイデアが浮かぶかもしれません。さて、税理士業はどうなんだろうか？？？

中小企業の情報セキュリティ対策事情（桑原）

現在どのようなウイルスが最も流行しているか？と聞かれた場合、すぐに USB ウィルスです！と答えられなかった方は、情報セキュリティに対して疎いと言われても仕方ありません。実際、ネットワーク上での脅威が増す中、情報セキュリティ対策が重要視されつつありますが、中小企業ではまだまだそのための社内規定作りや組織体制の整備が遅れているのが現状です。

最低限必要な以下の 10 項目について、当てはまるものをチェック☑してください。

- | | | |
|----|------------------------------------|--------------------------|
| 1 | パソコン管理者を定めている | <input type="checkbox"/> |
| 2 | OSや各ソフトウェアのアップデートができています | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 個々のパソコンにID、パスワードの設定ができています | <input type="checkbox"/> |
| 4 | データをメール送信する際、パスワード設定ができています | <input type="checkbox"/> |
| 5 | データをUSBで持ち歩く際、パスワード設定ができています | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 最新の定義ファイルに基づいたウイルススキャンができています | <input type="checkbox"/> |
| 7 | データを定期的に別のハードディスク等へバックアップしている | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 電子媒体（特にUSBとモバイルパソコン）の管理に万全を期している | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 不法コピーされたソフトウェアを利用していない | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 従業員（新入社員を含む）への個人情報保護についての教育を実施している | <input type="checkbox"/> |

当然、最終的には全ての項目にチェックが入らないといけません。7つ以上チェックが入れば情報セキュリティに対して意識が高く取り組みが進んでいると考えていいでしょう。**3つ以下の会社は要注意**。自社だけの問題ならまだしも、取引先にも迷惑がかかり取り返しのつかない事態にならないとも限りません。特に USBのウイルススキャンは怠らないようご注意ください。

また、中小企業に限ったことではありませんが、近年著作権に対する意識の低さが問題になっています。2月には、とある大阪の公益法人が「Photoshop」等のソフトウェアを違法コピーにより無断利用したことに対して損害賠償額約 2,400 万円で和解するという事件がありました。社内で知らないうちに社員が違法コピーのソフトウェアを使用していた、ということもあるかもしれません。一度社内の IT 管理の見直しを検討されてはいかがでしょうか？

納付をお忘れなく！！振替納税が便利です。（田中志保）

皆様はどのように税金の納付を行っていますか？銀行に振込みに行かれておられる方、**所得税の納付は3月16日（月）、消費税の納付は3月31日（火）までです**。納付期限を過ぎますと延滞税がかかってきますので、お忘れにならないよう、よろしく願い致します。また、振替納税をご存じでしょうか？税金を銀行に振込みに行くのも労力と時間がかかりますよね。所得税・消費税の納付は振替納税が便利です。簡単な手続きで、ご指定の口座から引き落としとなります（今年の振替日は、所得税 4月22日（水）、消費税 4月27日（月）です）。振替日も4月下旬と遅いので、その間有意義な資金活用ができますよ。まだ振替納税にされていない方は、イースリーパートナーズまでご相談ください。

※ブログ更新中。弊社 HP に是非お立ち寄りください！ <http://www.e3-partners.com/>